

daily コラム

2018年5月31日(木)

〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 7 階
税理士法人かさい会計 TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417
Email info@kasai-grp.co.jp

変わる基礎控除とその歴史

平成 32 年分所得税から適用される改正

平成 30 年の税制改正によって、これまで
は一律 1 人 38 万円とされていた所得税の
基礎控除が、合計所得金額が 2,400 万円以
下の人は 48 万円に引き上げられます。

2,400 万円超～2,500 万円以下の人は基
礎控除が段階的に減額され、2,500 万円を
超える人は基礎控除がゼロになります。

合計所得金額	所得税の基礎控除の額
2,400 万円超～2,450 万円	32 万円
2,450 万円超～2,500 万円	16 万円
2,500 万円超	適用されません

設立趣旨は生存権の保護だった？

基礎控除は 1947 年（昭和 22 年）に創設
されました。「納税者本人や納税者の配偶者、
扶養親族の最低限の生活を維持するために
必要な収入を守る」という趣旨があったと
されています。過去には頻繁に金額を変更
した事もありましたが、年間生活費を計算
した際の献立・生活があまりにもお粗末だ
った事もあり、顰蹙を買う事も多かったよ
うです。

なお、「平成 29 年 4 月 1 日現在法令等」
と前書きがある国税庁の説明では趣旨には
一切触れてはおりませんが、簡素に「基礎

控除は、ほかの所得控除のように一定の要
件に該当する場合に控除するというもので
はなく、一律に適用されます」となって、
設立趣旨には沿っています。これが今回の
改正で崩れる事になります。

多様な働き方に対応した改正と言うが

今回の改正の趣旨には「働き方の多様化
を踏まえ、働き方改革を後押しする観点」
と明示されています。

諸外国の水準と比べ過大となっている給
与所得控除と、公的年金等控除からは共に
10 万円ずつ控除が低くなる改正を併せて行
う他、子育て世帯等には「調整控除」を入
れる事によって負担が増えないような改正
も行われます。結果、一般的な年収のサラ
リーマン世帯には一連の改正によって税の
増減は発生しない事になります。

ただ、当初の設立趣旨であった、憲法で
定められている生存権への税制からのアプ
ローチである人的控除、その根幹であった
基礎控除を無くすと言うのはいかがなもの
かと思われます。



「高所得者にまで税負
担の軽減効果を及ぼす
必要は乏しい」という
理由で変えていいのだ
ろうか……。